付請求を受ける場合は、

次

欠損金の繰戻しによる環

後に提出された場合

に掲げるすべての要件を満

内に提出し、その申告書に

記載された欠損金額に基づ

業年度において生じた青色

事実の生じた日の属する事

たす必要がある。

欠損金の繰戻しによる 還付の実務

ある確定申告書を提出する

度まで連続して青色申告 欠損事業年度の前事業年

還付所得事業年度から

内国法人の青色申告書で

税務署長が真にやむを得な いて、その期限後の提出が 期限後に提出した場合にお

日本税務会計学会 宮森

俊樹

芝

いて法人税の還付請求書を い理由があると認めるとき

ができる (法基通17-2-還付の規定を適用すること 欠損金の繰戻しによる

記誤に基づくものである 期限後の提出について

中小企業者の欠損金等以外の欠損金の 繰戻しによる還付の不適用

る欠損金の繰戻しによる環 する機会が増えると思われ 字に陥っている企業で活用 ら現下の状況を踏まえ、 前述したIの規定は、

染拡大防止のため飲食店な

新型コロナウイルスの感

はじめに

付の概要とその実務上の 意点について考察する。 則として、繰戻し還付制度 じた欠損金については、原 年3月31日までの間に終了 成4年4月1日から令和4 する各事業年度において生 企業者等以外の法人の平

の企業の収入が急減してい

そこで、本稿では、これ

欠損金の繰戻しによる還付

などの措置に起因して多く どの休業要請及び外出自粛

事業の全部の相当期間の体 除く。)、②事業の全部の窪 止又は重要部分の譲渡で、 内国法人について、①解 (適格合併による解散を 解散等の場合の特例 ③更生手続の開始、④

出していること(法法80 書である確定申告書を提

請求書」を提出している 損金の繰戻しによる還付 法人が確定申告書を期限 告書の提出と同時に「欠 還付請求書だけが期限 欠損事業年度の確定申 事実が連結事業年度にお おいて、その事実が生じた の事実が生じた場合(その の、⑤再生手続開始の決定 難となると認められるも 日前1年以内に終了したい 度の適用を受けることが困 ずれかの事業年度又はその て生じた場合を除く。)に

る (法規36の4六)。

することができる(法法80 当する法人税の還付を請求 税の額の一部又は全部に相

こと (法法86)。

は停止されている(措法66 がある (法規3604五)。 還付請求書に記載する必要 のほか、④その事実の生じ 法8年、法令154の3)。 の繰戻しによる還付制度が た日及びその事実の詳細を

民税及び市町村民税には、 ただし、事業税、都道府県 欠損金の繰戻しによる還付

> 和4年1月31日までの間に の令和2年2月1日から会

年

以内に開始した事業年

の法人税額のうちその災

告書である場合には、前2

棄損その他の事由とされ

を得なくなった商品等の廃 等の中止により廃棄せざる

係 H

る確定申告書等が青色申 前1年(欠損事業年度に

×3 9/30 解散 清算結

【図表:欠損金の繰戻しによる還付制度 (解散等の場合の特例)】 清算中の各事業年度 *3 4/1 0 (注) 欠損金の繰戻還付適用可:○,

のほか、⑤災害のあった日

戻 表

る

12①から③に掲げる要件

この場合には、前述した

及びその災害の詳細を還付

請求書に記載する必要があ

業年度の所得に対する法人

事業年度開始の日前一年以 所轄税務署長に対し、欠損 の提出と同時に、納税地の の内国法人は、その申告書 損金額がある場合には、そ 事業年度において生じた欠

提出期限内に提出してい

告書を青色申告書により

これらの事実が生じたこと

により欠損金の繰越控除制

欠損事業年度の確定申

ること (法法8①)。

内に開始したいずれかの事

Ⅰ2①から③に掲げる要件 適用 (図表参照) できる (法 欠損金については、欠損金 との場合には、前述した

(大規模法人(注)を除く。)

額が1億円を超える法人等

資本金の額又は出資金の

資法人、⑤特定目的会社、 ②大規模法人との間にその 合は、適用除外とされる されている普通法人、④投 規模法人に発行済株式等の 関係がある普通法人、③複 法人が各事業年度終了の時 全部を直接又は間接に保有 数の完全支配関係がある大 において、①大規模法人、 大規模法人による完全支配 に掲げる法人に該当する場 前述したⅢ1の規定は、

告付

制度がないので、欠損金の ることとなる 繰越控除制度の適用を受け

資本若しくは出資を有しな 円以下であるもの(生又は 小企業者等とは、①普通法 る相互会社等を除く。)、② 若しくは出資金の額が1億 「の時において資本金の額 人のうち、その事業年度終 前述したⅡ1に掲げる中 (保険業法に規定す

中小企業者等の範囲 相互会社、に該当するものを

お

等、③認可地緣団体、

組合法人、団地管理組合法 は出資金の額が5億円以上で において、(イ)資本金の額又 営利活動法人及びマンショ 街区整備事業組合、特定非 ある法人、(口)受託法人、(ハ) 社団等とされる。 ン建替組合、④人格のない 人、法人である政党、 (注) その事業年度終了の時

> 日 は 金

公益法人等又は協同組合 欠損金の繰戻し還付の特例

は

国相互会社を含む。) に掲げる 険業法に規定する相互会社(外 10億円を超える法人、(口)

に係る事業年度等の開始の

等の購入費用、⑤イベント

ク、消毒液及び空気清浄機

その災害損失欠損金額

2 適用除外会社の範囲

は、欠損金の繰戻しによる

て生じた欠損金額について 終了する各事業年度におい

還付制度の適用ができる

(臨時特例法7)。

おわりに

しによる還付請求額 一(一)の「欠損金の繰 書への記載が必要とな を行う場合には、確定申 欠損金の繰戻しによる還 具体的には、法人税別 が、実務上この別表一(一) ようなので留意が必要であ の記載を忘れることが多い 記載しなければならない 『27』欄」に外書きとして

《参考文献》 ンメンタール法人税』(第一 武田昌輔編著『DHCコ 3年申告用』(中央経済社)

『法人税申告書の書き方と 税理士法人右山事務所編 の当面の税務上の取扱いに 関するFAQ』(国税庁:令 ナウイルス感染症拡大防止 、の対応と申告や納税など 『国税における新型コロ

資本金の額又は出資金の額が

IV

額の還付

留意点—基本別表編—令和

和2年5月15日更新

災害損失欠損金の繰戻しによる法人税

各事業年度終了の時において

(臨時特例法7、臨時特例

(注)「大規模法人」とは、(イ)

災害により災害損失欠損

が生じた法人について

ことができる(法法805、法

部分の金額の還付を受ける

害損失欠損金額に対応する

とされる。)がある場合に での間に終了する各事業年 失欠損金額(事業年度等に 定申告書等の提出と同時 ものに達するまでの金額 て生じた損失の額で一定 定資産

又は繰延資産につ いて生じた欠損金額のう 等において生じた災害損 以後1年を経過する日ま その各事業年度に係る 災害により棚卸資産、 災害のあった日から同 出した費用、④感染発生の 連して、①飲食業者等の食 令154の3②③④)° 防止のため、配備するマス 品などを消毒するために支 ②感染者が確認されたこと コロナウイルス感染症に関 害損失金の範囲とは、新型 品等の除却損、③施設や備 により廃棄処分した器具備 前述したⅣ1に掲げる災 (棚卸資産)の廃棄損、 災害損失欠損金の範囲

い固